

三重県内に営業所をおく貨物自動車運送事業者のみなさまへ

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金について

燃油価格高騰による負担軽減のための支援金を支給します。

対象事業者及び対象自動車

注意:使用者が申請して下さい。

令和7年12月1日時点において

- ◆三重県内に使用本拠を置き、車検が有効な事業用自動車であること。
- ◆三輪以下の自動車でないこと。
- ◆貨物自動車運送事業法に規定する貨物自動車運送事業を行い三重県内に事業所をおく中小企業者・小規模事業者であること。

※資本金の額または出資金が3億円以下または常時使用する従業員が300人以下の会社及び個人事業主

支援金額

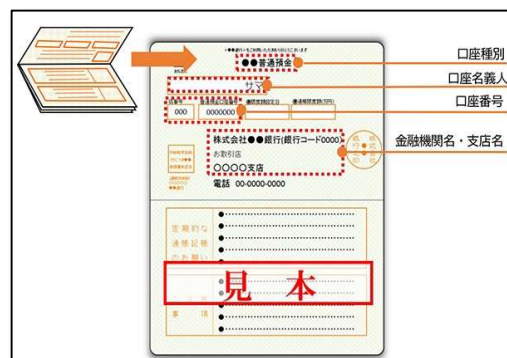
軽自動車 1台につき 2,000円

申請時に必要な書類(貨物軽自動車運送事業の場合)

1. 燃料高騰支援金申請書(第1-2号様式)
2. 申請する事業用車両の明細(第2-2号様式)
3. 誓約書(第3号様式)
4. 自動車検査証の写し

「自動車検査証記録事項」(A4)のみ添付でも可、ただし「自動車検査証」(A6)のみは不可とします。

5. 通帳等の写し(銀行名、支店名、口座種別、及び口座番号、名義人が確認できるページ)



※預金通帳1枚目の見開きのページの写し等

法人の履歴事項全部証明書の写しの添付は不要になりました。但し申請書の資本金欄には記入してください。

※第1-2、2-2、3号様式に必要な事項を記入し、添付書類と合わせ申請してください。

※申請は1回のみです。県内に複数営業所がある場合は、全車両まとめて申請してください。

※一般(特定)貨物自動車運送事業(緑ナンバー)は、別の申請書となります。支援金ホームページをご確認下さい。

申請受付期間及び申請方法

令和8年1月9日(金)～令和8年2月20日(金) ※当日消印有効

- 注1)郵送受付のみとなります。注2)申請受付期間前の受付(郵送)はできません。
注3)申請書発送は簡易書留またはレターパック等、追跡可能な方法で郵送してください。
注4)提出書類は返却致しません。控えが必要な場合は予めコピーをお取りください。

送付先: 〒514-8515 三重県津市栄町1丁目941(三重県トラック協会内)
貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局 宛

◎支援金に関するお問い合わせ先

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局(一般社団法人三重県トラック協会内)

軽貨物事業者 専用 ☎ 059-253-1104

電話受付時間: 平日9:00～17:00(土日祝を除く)

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金 申請書(貨物軽)

(申請日)令和 年 月 日

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局 様

支局連番※

※支局連番は記入しないでください。

1. 申請者情報

申請区分	☐ 法人 ☐ 個人事業主 (該当する方を■に)												
法人番号(法人のみ)													
フリガナ													
【法人】法人名 【個人】屋号													
フリガナ													
【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名													
【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒 -		都・道 府・県								市・区 町・村		
資本金 (法人のみ記入)					万円				常時使用する従業員数を記入してください※1 資本金3億以上の場合のみ記入→				人

日中対応可能な連絡先

担当者電話番号		FAX番号	
担当者氏名			

2. 申請金額

申請する車両(軽自動車)	2,000円/台 ×	両	=		円
--------------	------------	---	---	--	---

3. 振込先 通帳の写し(口座番号・名義等が記載されているページ)を添付してください。

◆当座の場合は当座勘定照合表又は残高証明書の写し、ネット取引画面のスクリーンショットなど
(該当箇所をマーカー等でわかるようにしてください。フリガナも記入してください)

		銀行・金庫 組合・農協					本店・支店・出張所 本所・支所			
預金種類 該当に○	普通 ・ 当座	口座番号(左詰め)								
フリガナ 口座名義人										

※1 中小企業基本法における、法人で常時使用する従業員数を記入してください。パート、アルバイト、契約社員、非正規社員も含め、次の①～⑤の労働者以外の全ての労働者の人数です(役員及び個人事業主は含まない)
 ①日雇い者 ②2か月以内の有期雇用者 ③4か月以内の季節的業務の有期雇用者
 ④試用期間中の者 ⑤派遣社員

※事務局記入欄

受付番号	支払月日	支払い入力
No.	/	

受付確認	

支払い入力後、受付番号と支払年月を記入すること

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金 申請書(貨物軽)

(申請日)令和〇年〇月〇日

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局 様

支局連番※

※支局連番は記入しないでください。

1. 申請者情報

申請区分	■法人 □個人事業主 (該当する方を■に)												
法人番号(法人のみ)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	
フリガナ	ミエケンケイカモツウンソウ カブシキガイシャ												
【法人】法人名 【個人】屋号	三重県軽貨物運送 株式会社												
フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク ミエ タロウ												
【法人】代表者役職・氏名 【個人】氏名	代表取締役 三重 太郎												
【法人】所在地 【個人】自宅住所	〒 514 - 0004				三重		都・道 府(県)		津		(市)区 町・村		
	栄町〇丁目〇〇-〇〇												
資本金 (法人のみ記入)	1,000 万円				常時使用する従業員数を記入してください※2 資本金3億以上の場合のみ記入→						人		

日中対応可能な連絡先

担当者電話番号	059(123)1234	FAX番号	059(123)1235
担当者氏名	三重 二郎		

2. 申請金額

申請する車両(軽自動車)	2,000円/台 × 3 両 =	6,000 円
--------------	------------------	---------

3. 振込先 通帳の写し(口座番号・名義等が記載されているページ)を添付してください。

◆当座の場合は当座勘定照合表又は残高証明書の写し、ネット取引画面のスクリーンショットなど
(該当箇所をマーカー等でわかるようにしてください。フリガナも記入してください)

三重県		銀行・金庫 組合・農協	三重中央		本店・支店・出張所 本所・支所			
預金種類 該当に○	普通・当座	口座番号(左詰め)	1	2	3	4	5	6
フリガナ 口座名義人	ミエケンケイカモツウンソウ カブシキガイシャ ダイヒョウトリシマリヤク ミエ タロウ 三重県軽貨物運送 株式会社 代表取締役 三重太郎							

※1 中小企業基本法における、法人で常時使用する従業員数を記入してください。パート、アルバイト、契約社員、非正規社員も含め、次の①～⑤の労働者以外の全ての労働者の人数です(役員及び個人事業主は含まない)
①日雇い者 ②2か月以内の有期雇用者 ③4か月以内の季節的業務の有期雇用者
④試用期間中の者 ⑤派遣社員

※事務局記入欄

受付番号	支払月日	支払い入力
No.	/	

支払い入力後、受付番号と支払年月を記入すること

受付確認	

申請事業者名	
--------	--

申請する事業用車両の明細(軽貨物)

明細枚数 /

NO	登録番号	種別	使用の本拠の位置	登録／交付年月日	備考
1		軽貨物			
2		軽貨物			
3		軽貨物			
4		軽貨物			
5		軽貨物			
6		軽貨物			
7		軽貨物			
8		軽貨物			
9		軽貨物			
10		軽貨物			
11		軽貨物			
12		軽貨物			
13		軽貨物			
14		軽貨物			
15		軽貨物			
16		軽貨物			
17		軽貨物			
18		軽貨物			
19		軽貨物			
20		軽貨物			
21		軽貨物			
22		軽貨物			
23		軽貨物			
24		軽貨物			
25		軽貨物			
26		軽貨物			
27		軽貨物			
28		軽貨物			
29		軽貨物			
30		軽貨物			

車両明細記入例

申請事業者名	三重県軽貨物運送（株）
--------	-------------

申請する車両一覧の
枚数目/総枚数を記載

申請する事業用車両の明細（軽貨物）

明細枚数 1 / 2

NO	登録番号	種別	使用の本拠の位置	登録／交付年月日	備考
1	三重480り0000	軽貨物	津市桜橋3丁目53-11	R 5 / 4 / 1	
2	三重480り0001	軽貨物	〃	R 2 / 1 1 / 1 2	
3	四日市480り0000	軽貨物	四日市市新正4丁目8-8	H 3 0 / 7 / 1 1	
4	四日市480り0001	軽貨物	〃	H 2 9 / 1 2 / 1	
5	鈴鹿480り0000	軽貨物	鈴鹿市平野町字森山494-1	H 2 8 / 1 1 / 2	

申請する車両番号を使用
本拠の位置毎に記載
令和7年12月1日時点で
登録していた車両

車検証の「使用の本拠の位置」を記載
同上の場合は「〃」で記載可

車検証の「交付年月日」を記載
令和7年12月1日以前の日付であること

車検証の添付について

令和7年12月1日時点において三重県内に使用本拠を置き、車検が有効な事業用自動車であることが
確認できる車検証のコピーを添付してください。（以下の記載事項を必ず確認して下さい）

「自動車検査証記録事項」（A4）のみ添付でも可、ただし「自動車検査証」（A6）のみは不可とします。

- ①「使用者の氏名又は名称」が支援金申請人であること
- ②「使用者住所」が三重県内であること
- ③「交付年月日」が令和7年12月1日以前になっていること
- ④「有効期間の満了する日」が令和7年12月1日以降になっていること

よくあるご質問

Q. 令和7年12月2日以降に車検が切れた車両、廃車した車両は対象となるのか？

A. 令和7年12月1日時点で使用者として登録され、かつ車検が有効であった車両は対象となります。

Q. 車検証の記載事項変更により交付年月日が令和7年12月2日以降となっている場合はどうするのか？

A. 交付年月日が令和7年12月2日以降となっている車両は、新・旧両方の車検証の写しを添付して下さい。
旧車検証が紛失等で無い場合は、次のもので代用できます。

- ①検査記録事項証明等証明書（保存記録）の写し ※現在の車両所有者でないと発行されません。
- ②自動車保険証券又は保険変更手続きなど移動承認書の写し ※新旧のナンバー、保険期間が記載されているもの

誓約書

私は、「貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金」を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

1. 支給要件、業種に係る営業に必要な許認可等の要件を全て満たしています。
2. 支援金の支給決定後、支給要件に違反する事実や申請書類の不正その他支給要件を満たさないこと又は支給額が過大であったことが発覚した場合は、支援金を返還します。
3. 提出した申請書類は、三重県に提供されることに同意します。
4. 貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局(以下、「事務局」という。)から検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
5. 本支援金の審査に必要な範囲で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を直接又は三重県を通じて他の行政機関等に提供されることに同意します。
6. 他の行政機関等が実施する支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合、当該審査に必要な範囲で、本支援金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて、直接又は三重県を通じて提供されることに同意します。
7. 事務局に対し、他の行政機関から国税徴収法に基づく照会があった場合、警察機関から刑事訴訟法に基づく捜査関係事項照会があった場合には、申請書及び提出資料に掲載された情報を提供されることに同意します。
8. 本支援金の申請内容を確認するための調査に応じるとともに、調査に応じることができるよう申請書類のほか根拠書類についても適切に保存します。
9. 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
また、上記の暴力団員等又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が、経営に事実上参画していません。
10. 当社は、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第2条に基づき、中小企業者の範囲(資本金または出資金3億円以下もしくは従業員300人以下)に該当します。

令和 年 月 日

貨物自動車運送事業者燃料高騰対策支援金事務局 様

法人名又は屋号
法人代表者役職・氏名又は個人氏名

印

※法人の場合は代表者印、個人事業主の場合は個人認印(スタンプ印不可)